

スポーツ拠点づくり推進事業について

平成17年1月7日制定
平成26年9月16日改正
平成27年9月15日改正
一般財団法人 地域活性化センター

1 「承認スポーツ大会」選定の基本原則

- (1) 同一種目、同一対象者の大会は、原則として、1つに限り選定する。
- (2) 原則として、1市町村1大会を選定する。

2 選定の必要条件

- (1) 小・中・高校生の大会
対象外参加者を含む場合については、小・中・高校生の部とその他（一般・大学生）が明確に区分されていること。
- (2) 継続期間
市町村及びスポーツ団体において、本事業により10年間ないしそれに準ずる期間の開催をし、その後自立的に大会の開催を継続しようとする意思が認められること。
- (3) 全国大会
 - ① 原則として、全国全てのブロックから参加者が参集するものであること。（注）
（ただし、冬季競技や全国的に普及していない競技などの場合は、実態に応じて判断する。）
 - ② 各地域での予選、他大会（地区大会等）の成績等による選抜が行われるものであること。
（ただし、予選の開催が困難であると認められる全国的に普及していない競技などの場合は、実態に応じて判断する。）
 - ③ 全国組織のスポーツ団体が、主催、後援、認定などにより、全国大会として支援するものであること。
- (4) 大会の性格
競技性を重視する大会であって、交流を主目的として開催されるものでないこと。
- (5) 市町村の方針
当該スポーツの振興と地域の再生に積極的に取り組むとの市町村の方針が明確であること。
- (6) 冠大会
特定の民間企業が、実質的に大会を主催するものでないこと。
- (7) 既拠点大会
 - ① 青少年があこがれるような大会として既に全国的に認知されており、スポーツ振興及び地域再生の観点からあらためて助成する意義が薄いものでないこと。
 - ② 同一種目、同一対象者の大会で、既に拠点として確立されている他の既存の全国大会がないこと。
（ただし、既拠点大会に遜色のない全国大会であって、先駆的でユニークな試みである場合など、スポーツ振興及び地域再生の観点から助成する意義が特に認められるものについては、対象とし得るものとする。）
- (8) プレ大会等の実施
事業実施の確実性をみる必要があることから、申請時において1回以上の大会開催実績があることを

原則として必要とする。

3 競合の場合

- (1) 同一種目、同一対象者の大会で、競合する申請があった場合は、参加者の全国的な広がり、参加者の人数、大会の競技水準の高さ、全国組織のスポーツ団体の支援の度合い等の観点から総合的に勘案して、1大会を選定する。
- (2) 同一種目、同一対象者の大会で、既に本事業による助成を受けている全国大会がある場合は、それ以外の大会は原則として対象外とする。
- (3) 上記にかかわらず、上記(1)、(2)の承認スポーツ大会に遜色のない全国大会であって、先駆的でユニークな試みである場合など、スポーツ振興及び地域再生の観点から助成する意義が特に認められる大会については、対象とし得るものとする。

(注) 2 (3) ①の「全国全てのブロックから参加者が参集する」とは、概ね以下の地域から参加者が参集することを意味する。

北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州。